

第 24 号議案

令和 4 年度

吉田町公共下水道事業会計予算

令和4年度 吉田町公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度吉田町公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	913,000 m ³
(2) 1日平均処理水量	2,501 m ³
(3) 主要な建設改良事業	
ア 管渠建設改良	268,000 千円
イ 処理場建設改良	74,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	678,190 千円
第1項 営業収益	92,777 千円
第2項 営業外収益	585,413 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	666,286 千円
第1項 営業費用	594,355 千円
第2項 営業外費用	70,930 千円
第3項 特別損失	1 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額25,605千円は、引継金15,103千円及び3条企業債の借入額10,502千円で補填するものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	849,615 千円
第1項 企業債	255,200 千円
第2項 負担金	3,002 千円
第3項 他会計負担金	408,041 千円
第4項 国庫（県）支出金	163,550 千円
第5項 他会計補助金	19,822 千円

支 出

第1款 資本的支出	875,220 千円
第1項 建設改良費	447,357 千円
第2項 企業債償還金	427,863 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次の通りと定める。

事 項	期 間	限 度 額
処理場自家発電機設備設置工事	令和5年度	90,000千円
処理場自家発電機設備設置工事 監理業務	令和5年度	2,100千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業	千円 255,200	証書借入	6.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金につ いて利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率)	公的資金については、その 融資条件により、銀行その 他の場合には、その債権者 と協定するものとする。た だし、企業財政その他の都 合により繰上償還又は低利 に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

48,219千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業の運営に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、97,836千円と定める。

令和4年3月1日提出

吉田町長 田村典彦